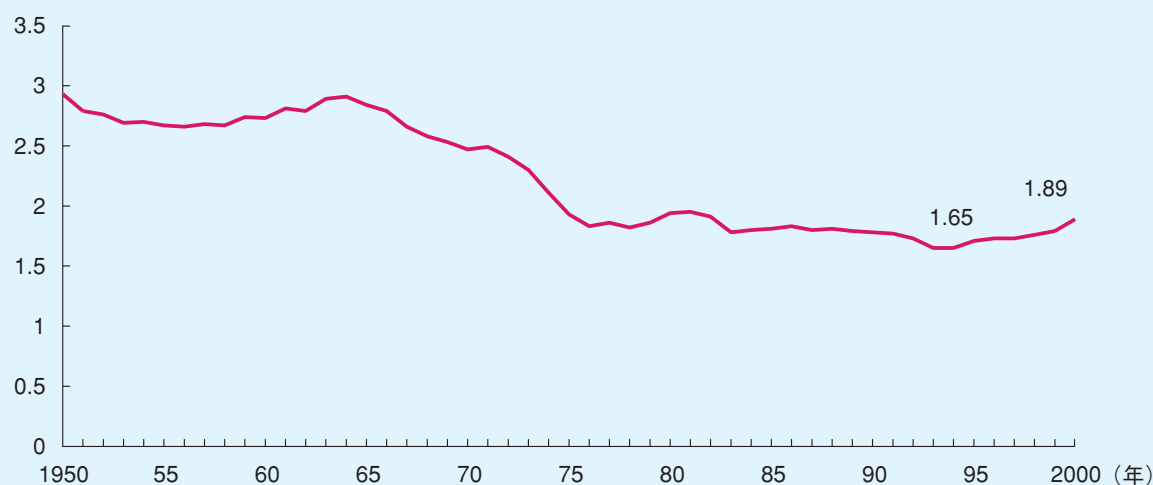


(2) フランス

(PACS法が後押しする多様な関係)

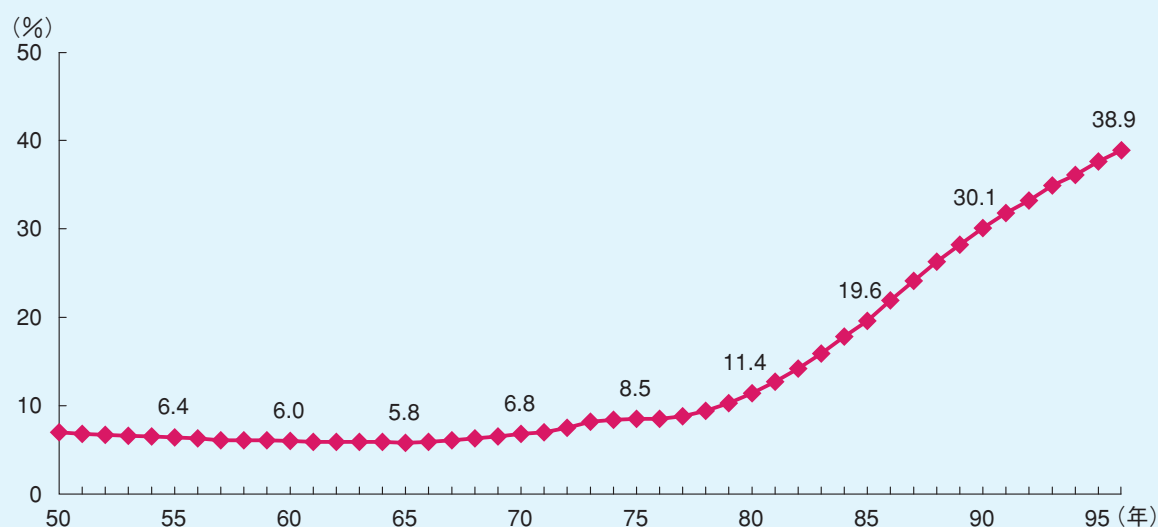
フランスにおいては、婚姻率がわずかに上がりつつあるものの依然として我が国よりも低い一方で、出生率は回復傾向にある（第1－補2－3図）。80年代頃からは、嫡出でない子の割合が急激に増加しており、婚姻関係外で子どもを産む行動が一般化している（第1－補2－4図）。99年に成立した「連帯市民協約（PACS）法」は、そうした状況を後押しするものであり、長く一緒に暮らしてパートナー関係を築き上げてきた人たちに、配偶関係と同様の社会的権利を認める法律である。2001年時点で7万5千人が、この「契約」（PACS）をパートナーと締結した⁶。

第1－補2－3図 回復傾向にあるフランスの合計特殊出生率



（備考） 日本労働研究機構欧州事務所「フランスの家族政策、両立支援政策及び出生率上昇の背景と要因」（2003年）により作成。

第1－補2－4図 急増するフランスにおける嫡出でない子の割合



（備考） 日本労働研究機構欧州事務所「フランスの家族政策、両立支援政策及び出生率上昇の背景と要因」（2003年）により作成。

6 ただし、カップルのうちでPACSを結んでいるカップルの占める割合は低い。内閣府経済社会研究所編「フランスとドイツの家庭生活調査」（2005年）によると、パリの35～44歳の異性カップルのうちPACSを結んでいるカップルは2.7%にすぎず、法律婚（66.3%）はもちろん、同棲（31.0%）に比べても非常に少ないことが分かる。

PACSを結んだ二人は共同納税者となり、お互いに経済的に助け合うことが義務となる。また、二人が賃貸住宅に住んでいる場合、パートナーの死亡や失踪などで名義人を失ったとしても、賃貸期間中であれば居住できる。税は、一つの世帯として徴収されるため、個人で別々に納税するよりも軽減される。加えて、PACS締結後2年たてば、条件付きで法律婚夫婦と同じように贈与税や相続税の軽減措置も受けられる。PACSを結んだ二人は、結婚と同棲の間、言わば「契約を交わした同棲」（法律上は互いに独身であるが、パートナーとしては認められている）状態にあると言える。

ただし、PACSは、結婚についての契約であり、親子、家族についての権利関係に変更を加えるものではないため、PACSを結んでいる異性カップルに子どもが産まれた場合には、法律婚夫婦の場合には不要な父親による「認知」の手続きをとらなくてはならない。

（社会全体での充実した子育てサポート）

フランスは伝統的に家族政策に積極的であり、企業からも拠出を求めること等により、子育て中の家族に対し充実した経済的支援を行っている（前掲付表1－補2）。20歳未満の子どもを二人以上扶養している家族には、所得にかかわらず家族手当が支給される。さらに、子どもを二人以上持ち、最年少の子どもが3歳未満で、かつ子育てのために仕事を休職またはパートタイム⁷で働いていたりする親の場合には、一定の条件を満たせば父親も養育手当を受給することができる⁸。出産費用についても、社会保障の一般制度被保険者及びその被扶養家族には、妊娠・出産に関わる費用が全額支給される（ただし出産準備講習費用等は一部支給）。

次に休暇について見てみると、まず、出産休暇は、企業に雇用される女性は産前6週間（第3子以降は8週間）、産後8週間（第3子以降は10週間）を取得することができる。この間、税及び社会保険料込み賃金の8割が支給される。企業によっては、労使協定によりこの差額（2割）を企業が負担することとして、賃金の全額が支給されることもある。また、父親休暇は、2002年から導入されている。子どもの誕生から4ヶ月以内に、連続して11日間を取得することができるとともに、出産休暇と同様に、税及び社会保険料込みの賃金の8割が支給される。さらに、労働者が子育てに携わるために取得することができる休暇もある。これは、子どもが3歳になるまでの間に、①子どもが3歳になるまで終日休業する、②パートタイム労働を選択すること、のいずれかを事業主に請求することができる。また、①又は②と併せて、労働者は自らの希望により職業教育を受けることもできる。休暇中は賃金が支払われないが、最近の政策で乳幼児迎え入れ手当が所得や子どもの数に応じて支払われるようになっている。

税制による支援もある。フランスでは、所得税は、まず世帯所得を世帯人員で割り、その「世帯人員一人当たり所得」に基づき税額を算定し、それに世帯人員を掛けて世帯の税額を確定させるため、累進課税の下では世帯人員が多いほど全体的な税率が下がることになる。子どもは二人目までは0.5人、三人目以降は1人分として世帯人員に算入できるため、税制上、子どもが多いほど税率が軽減される仕組みとなっている。

82年からは政府、議会、自治体、労働団体、家族団体、有識者などが一堂に会し、こうした

7 フランスにおける「パートタイム労働」とは、単に労働時間がほかの社員より短いという意味で使われる。フランスの就業形態は、無期契約、有期契約、派遣の三つがあり、それぞれにフルタイムとパートタイムが存在する。我が国での「パートタイム労働」に近いものはない（日本労働研究機構欧州事務所「フランスの家族政策、両立支援政策及び出生率上昇の背景と要因」（2003年））。

8 2004年以降に生まれた子どもを持つ親に対しては、関連する諸手当を統合した「乳幼児迎え入れ手当」が支給されている。

家族政策の進捗状況を報告するとともに、新たな家族政策を発表する国民会議が定期的に行われている。これらの手厚い施策が、フランスにおいて出生率の改善をもたらしている可能性はある。他方で、無業で子どもを持つカップルが増えているなど、貧困層がこれらの手当で欲しさに子どもを持つといった歪みにつながっているという指摘もある。

コラム もとは市長公邸だったパリ市職員用保育所

パリ市庁舎の2階に設けられている市職員用の保育所を訪ねた。市庁舎は、17世紀当時の建物を120年前の火災後に復元した歴史的建造物だが、保育所は其中でもセーヌ河に面した眺めの良い一角を広々と占有している。それもそのはず、この保育所は、ドラノエ市長の発案で、もともと市長公邸だったスペースを改装して設けられたものである。また、階下には、周辺地区の親子のための一時託児所も併設されている。

この保育所では、現在、職員の子ども、生後3カ月から3歳までの45人を保育している。園児のクラスは、3カ月から歩けるようになるまでの子どもたちのクラス、歩けるようになった子から2歳児までのクラス、2歳児から3歳児のクラスの3クラスに分かれている。フランスでは、ほとんどの子どもが3歳からエコール・マテルネルという就学前学校に通うため、それまでの間が保育の対象となる期間である。

保育所は、古い建物らしく窓が大きく天井が高いのが特徴的だが、明るい色づかいで家庭的な雰囲気に改装されており、各室に使いやすい水回り設備が設けられるなど、機能的かつ清潔な作りとなっている。年齢別の居室のほか、昼寝用の部屋、食堂、絵本を読み聞かせる読書室などがある。ロッカーや低年齢児の昼寝用のベッドも各子ども専用に確保されているのは、子どもであっても「個」を尊重するフランスのお国柄だろうか。特徴的なのは、室内ながら6畳程度のちょっとした円形のプールを配した水遊びスペースが設けられていたこと。フランスでは、子どもの発育に水遊びは欠かせないものと考えられているようだ。

立地という面でも親の職場との距離という面でも理想的な環境であり、広々としたスペース、機能的な設備に十分なスタッフと、非常に恵まれた保育が行われていた。公邸という市の一つの顔を大改装して、理想的な保育所を作り上げることによって、「子ども重視」を新たなパリ市の顔としたいという市長の意気込みがうかがわれる。



入り口と園庭



乳児用居室



読書室



昼寝室